

税金

ご自分の土地・家屋をご確認ください
土地・家屋価格等縦覧帳簿

令和7年（2025年）1月1

日現在で所有する土地や家屋の価格などについて、固定資産課税台帳への登録が完了しましたので、次のとおり縦覧いただけます。

●縦覧期間／4月1日（火）～6月2日（月）8時30分～17時15分

※役場開庁日に伴う

●縦覧場所／税務課（吉備庁舎）

地方税法の規定に基づき、土地（宅地）の価格の下落修正などを行っています。登録価格に疑問がある場合は、縦覧期間の初日から納税通知書の交付を受けた日後3カ月までの間に限り、審査を申し出ることができません。

問 税務課（吉備庁舎）

小型二輪の車検時の納税証明書が原則不要に

●小型二輪の車検時の納税確認の電子化

小型二輪の車検時における軽自動車税（種別割）の納付確認は、納税証明書の提示が必要でしたが、令和7年（2025年）4月から軽JNKS（軽自動車税納付確認システム）

により運輸支局などで小型二輪の軽自動車税（種別割）の納付状況を確認できるようになります。そのため、納税証明書を提示しなくても車検を受けることができるようになります。

●注意点／次の場合は、納税証明書の提示が必要となりますので、ご注意ください。

・軽自動車税（種別割）の納付直後など、軽JNKSで納付確認ができない場合
・対象車両に過去の未納がある場合

問 税務課（吉備庁舎）

案内

令和8年歌会始のお題および詠進歌の詠進要領

●令和8年（2026年）歌会始のお題「明」

※お題は「明」ですが、歌に詠む場合は「明」の文字が詠みこまれていればよく、「鮮明」、「文明」、「明星」のような熟語にしても「明るい」のように訓読しても差し支えありません。

●詠進歌の詠進要領

①詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。

②書式は、半紙（習字用の半紙）を

横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名（本名・ふりがな）、生年月日、職業（なるべく具体的に）を縦書きで書いてください。

③用紙は、半紙とし、記載事項は全て毛筆で自書してください。

④病気または身体障害のため毛筆にて自書することができない場合は、左記によることができます。

ア代筆（墨書）による。代筆の理由、代筆者の住所および氏名を別紙に書いて、詠進歌に添えてください。

イ本人がワープロやパソコンなどを使用して印字する。この場合、これらの機器を使用した理由を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

ウ視覚障害の方は、点字で詠進しても差し支えありません。

●詠進の期間／9月30日（火）まで（当日消印有効）

●宛先／〒100-8111 宮内庁とし、封筒に「詠進歌」と書き添えてください。（詠進歌は、小さく折って封入して差し支えありません。）

※詳細は下の二次元コードから宮内庁ホームページをご参照ください。



問 宮内庁